

令和4年3月8日

公益社団法人神奈川県環境保全協議会会長 様

神奈川県環境農政局環境部大気水質課長  
( 公 印 省 略 )

神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく指定事業所等に関する手続き  
の受付窓口変更等に係る周知について (依頼)

本県の環境行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、神奈川県生活環境の保全等に関する条例 (以下「条例」という。) に基づく指定事業所及び周辺環境配慮事業者に係る手続きについては、これまで申請等受付窓口を市町村の環境部局としていましたが、令和4年4月1日以降、町村域に設置する事業所に係る手続きは、事業所の所在地に応じて所管の県地域県政総合センター環境部において受付を行うことになりました。令和4年4月1日以降の受付窓口の連絡先については、別添案内チラシに記載のとおりです。

また、申請等受付窓口の変更に合わせて、書類の提出部数についても改めるため、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (令和4年神奈川県規則第13号) を令和4年3月8日に公布し、令和4年4月1日から施行することとしました。当該改正の趣旨及び改正の内容については、別添関係資料のとおりです。

つきましては、申請等受付窓口の変更及び条例施行規則の改正について、貴会会員の皆様に対する周知に特段の御配慮をお願いいたします

問合せ先  
調整グループ 吉原、堀越  
電 話 045(210)4107